

平成31年度第13回南関町農業委員会会議録

令和2年3月10日(火)
午前9時30分開会
南関町公民館 視聴覚室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
7番 片山カツ子 君
8番 山本精武 君
5. 議 事
第43号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第44号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第45号議案 農地利用集積計画の承認について
第46号議案 非農地証明について
第47号議案 非農地通知について
報告第3号 許可不要転用届について
6. そ の 他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 竹島久利 君	副会長 釘崎眞貴子 君
1番 片山幸次 君	2番 橋本勝 君
3番 菅原和義 君	4番 末竹信雄 君
5番 荒木茂 君	6番 西山良輔 君
7番 片山カツ子 君	8番 山本精武 君
9番 大倉公泰 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 東田 彰夫 君

書記 上田 賢 君

平成31年度第13回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより令和元年度第13回農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。着席。

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、本日は委員の皆様全員ご出席ありますので、総会が成立しますことをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を3番の菅原委員さん、よろしくお願いいたします。

○3番（菅原 和義君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） いよいよですね、令和1年度の最終日の総会となりました。いままで1年間大変ご苦勞でございました。また4月からは来年度、令和2年度の開催となります。今後ともよろしくお願いいたします。

それからですね、今日は新型コロナウイルスで各地流行して大変でございます。熊本県でも何名か発病されて、また、玉名も1名か2名発症されておるところでございます。そのために、各イベントなんかほとんど中止になっているところがございますが、本会も中止しようかと思いましたが、重要な案件がありましたので、やむなく開催をいたしました。ご了承をお願いします。

それからですね、前回までに意向調査を事務局のほうから出しておりましたところ、各地から、各人から質問やら意見などいろいろいただきまして、まだわからないところがいっぱいあるそうでございますので、いろいろその問い合わせがきております。その中で皆さん方にももしそういった問い合わせがあった場合は、委員の皆さんからの説明をよくお願いいたします。それでもわからないときは、事務局のほうに問い合わせをお願いをいたします。

それからですね、これまた今度もその農業委員の不祥事が起きております。全国

ですね。これは詳しいことはあとで事務局のほうから説明をいたしますが、やっぱりこの少子高齢化と思いますが、段々やっぱり荒廃地が増えるところで、その中で各業者あたりがどんどん入ってくると思います。その中でやっぱりこうした事件などが出てくると思いますので、そういうところを十分委員の皆さんには注意をして対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、会長をお願いいたします。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いします。それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人の指名をいたします。今回の議事録署名人として、7番、片山委員、8番、山本委員を指名いたします。よろしくお願ひをいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第43号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回の認可申請には4番、末竹委員を譲渡人とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会会議規則第10条の議案の採用の制限に該当するため、申請番号2番と3番の審議につきましては、退席をお願いをし、評価区案件の審議を行っていくことにいたします。

事務局より申請番号1番及び4番並び5番の内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明を申し上げます。第43号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和2年2月12日、申請番号210号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

4番、受付日、令和2年2月25日、申請番号214号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

5番、受付日、令和2年2月25日、申請番号215号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第43号、申請番号1、4、5は、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請でございます。3件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより補足説明をお願いします。

8番、山本委員。

○8番（山本 精武君） 8番の山本です。4日の日に事務局と推進委員の松田氏と3人で現地確認に行ってきました。場所は県道大牟田植木線、地区は、集落は〇〇になります。近く、今区画整理の話が出ていて、話の進行中だそうです。

第43号議案、所有権移転1番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、5番、荒木委員、お願いします。

○5番（荒木 茂君） 第43号議案、所有権移転の4番についてご説明します。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。続きまして、1番、片山委員、お願いします。

○1番（片山 幸次君） 第43号議案、所有権移転の5番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。事務局、委員の説明が終わりました。委員さんより何かご質問、ご意見などございませんか。何かございませんか。

○9番（大倉 公泰君） 私からいいですかね。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 5番のですね、久留米の方が買われておりますけど、これはわざわざ田んぼに、畑に耕すかなんかするわけですか。何か行うようを買われたん

ですか。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

今回の申請地についてはですね、現地に栗の木が植わっておりまして、申請内容については、その栗のほうをされるというふうになっております。

○議長（竹島 久利君） よろしゅうございますか。

○9番（大倉 公泰君） はい、ありがとうございます。

○議長（竹島 久利君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それではないようでございますので、採決をいたします。

第43号の議案、申請番号1、4、5について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第43号議案、申請番号1、4、5は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第43号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての申請番号2及び3を議題といたします。

本件は、4番、末竹委員に関する案件でございますので、末竹委員の随時退席をお願いします。

（4番、末竹委員 退席）

○議長（竹島 久利君） それでは4番末竹委員が退席されましたので、事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第43号議案、2番と3番についてご説明いたします。

2番と3番は同一の申請となります。受付日、令和2年2月12日、申請番号211号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。第43号議案、申請番号2と3は、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより説明をお願いします。

6番、西山委員、お願いします。

○6番（西山 良輔君） 第43号議案、所有権移転の2番と3番について説明いたし

ます。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議、よろしくお願いたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。事務局、委員の説明が終わりましたが、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。

○8番（山本 精武君） 8番の山本ですけど、ここは区画整理計画に入っているんでしょう。地図を見ればなんか小さい段がたくさんありますが。それで集積をされるということですよ。

○事務局（上田 賢君） 区画整備する前にもう名義の変更を先に済ませるというのが、また今後もいくつか出るような話は聞いておりますけど。

○8番（山本 精武君） 地図を見ただけです、何か狭苦しい。わかりました。

○議長（竹島 久利君） 何かほかにご質問ございませんか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第43号議案、申請番号2と3について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第43号議案、申請番号2と3は、原案のとおり決定をいたします。

退席中の末竹委員は席へお戻りください。

（4番、末竹委員 入席）

○議長（竹島 久利君） 末竹委員が席にお戻りになられましたので、次の議案審議に入ります。

続きまして、第44号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第44号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請となります。権利の種類は所有権移転、受付日、令和2年2月25日、申請番号216号、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は太陽光発電施設となっております。

3番から6番は同一の事業の申請になります。権利の種類は賃借権、受付日、令

和2年2月25日、申請番号219号、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は駐車場、資材置場、通路となっております。本申請は3年間の一時転用となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第44号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請でございます。4件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより説明をお願いします。5番、荒木委員、お願いします。

○5番（荒木 茂君） 3月3日の日、事務局と推進委員さん、私3人で現地の確認にまいりました。

第44号議案、農地法第5条1項許可申請の1番と2番についてご説明します。

本申請は、太陽光発電施設として利用する転用となります。申請地の用地区分は、公共投資がされていない10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電施設として584.496㎡、通路・その他として896.504㎡となっております。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、許可日から令和2年12月末日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われま

す。現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお

○議長（竹島 久利君） はい、続きまして、9番、大倉委員、お願いします。

○9番（大倉 公泰君） 私も事務局と推進委員山口さんと私の3人で現場調査いたしました。

第44号議案、農地法第5条1項許可申請の3番から6番についてご説明いたします。

本件は、元年度7月10日に本会議で審議をし、元年度9月26日に許可された転用目的が太陽光発電施設の農地転用許可書の転用事業の達成のため一時転用許可申請となっております。申請地は農用地区域となっておりますが、一時転用であることから例外規定に該当します。土地利用計画は、3番と5番の農地が1つの計画となっております。資材置場として1,250㎡、駐車場として1,804㎡です。通路部分として653㎡となっております。

次に4番ですが、資材置場として645㎡と、駐車場として155㎡、通路部分として500㎡です。離合場所といたしましては129㎡となっております。

次に、6番ですが、駐車場として553㎡、通路部分といたしまして167㎡となっております。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工され、許可日から3年以内に農地として復元される計画となっております。

現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

○事務局（上田 賢君） すみません、事務局より補足の説明と修正のほうをお願いいたします。

申請番号がですね、先ほどご説明の中で219号とお伝えをしておりましたが、すみません、まず、申請のですね、番号の3番については、申請番号が221号、4番と5番については219号、そして6番については220号であることを訂正をさせていただきます。

そして、補足の説明ですけれども、今回ですね、先ほど大倉委員の説明の中でもありましたとおり、今回の申請についてはですね、南関町農業振興地域整備計画における農用地区域となっております。これは通常皆さんがお話をされるときは農振に入っているというところとなっております。こちらについてはですね、農振法上、また農地法上ですね、原則として転用は不許可というふうになっておりますが、ほかに代替性がないとかですね、致し方ない場合に限り、3年間の一時転用というものについては許可が認められているものになります。この3年間というのはですね、許可日から3年後には事業を完了し、農地として復元する。なので、それ以降は農地として利用することが条件となっていることを補足説明としてご説明させていただきます。

○議長（竹島 久利君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第44号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第44号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第45号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第45号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番から3番は同一の申請となります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で4,236㎡、期間は10年間、中間管理事業となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第45号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積計画の1件でございます。事務局より説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問でもございせんか。何かご質問ございせんか。

○8番（山本 精武君） 8番、山本ですけど、この小作料と書いてありますけども、この9,443円というのは何か理由はあるんですか。この何か中途半端な数字。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。全体にですね、こちらに関しては、4俵というところで、米の価格にしたがう、また平米ごとに割ったという形になっています。だけん、ちょっとたまにこういう中途半端な数字になっちゃうことがあります。

○8番（山本 精武君） はい、わかりました。勉強不足でした。

○議長（竹島 久利君） ほかにございせんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第45号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第45号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第46号議案、「非農地証明願いについて」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、第46号議案、非農地証明についてご説明いたします。

これから提案する農地についてはですね、農地法第2条に規定する農地など等を審議していただくものになります。どういった場合かと言いますと、昨年度、利用状況調査のほうを7月から9月にかけてしていただきましたが、そのとき、B分類とされたもの、その内、所有者の方からですね、ここをちょっと非農地証明をしていただきたいということで申請が上がったものが今回の案件になります。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1番から5番はですね、同一の申請になります。受付日、令和2年2月12日、申請番号208号、所在地等は記載のとおり、転用目的は山林となります。

6番、受付日、令和2年2月12日、申請番号209号、所在地等は記載のとおり、転用の目的は山林となります。

7番、受付日、令和2年2月20日、申請番号212号、所在地等は記載のとおり、転用の目的は原野となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第46号議案は、非農地証明願いの7件でございます。事務局の説明終わりましたが、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第46号議案について、非農地に判断することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第46号議案は、非農地に判断することに意見決定をいたします。

続きまして、第47号議案、「非農地通知について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、第47号議案、非農地通知についてご説明いたします。

こちらが先ほど非農地証明と違うのはですね、非農地証明は所有者の方から、そうした関係者の方からの申請に基づくもので、このたび、非農地通知についてはですね、事務局が、事務局じゃなくて農業委員会がその職務として非農地を行うという、まあ申請の有無、あるなしというところが大きな差のところになります。

今回の提案理由はですね、議案の農地について、農地法第2条第1項の該当するかを本会において審査を求めるものとなっております。

本会の審査の結果、「非農地」に該当すると判断した場合には、所有者に対し、「非農地通知」を、県、法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付するとなっております。今回審査を求めるのは、今回の議案資料として提出している43筆でございます。

内容を説明いたします。一覧表をご覧ください。現況の状況についてはですね、記載しているとおりにとなっております。農地は、筆数で43筆、面積が合計で10万4,536㎡となっております。

今回、申請提案する農地についてはですね、現地は、竹や雑木等により農地への復元が困難なものであることから、農地に該当しないとすることが適当であると判

断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第47号議案は、非農地通知について43件でございます。事務局の説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。
- 8番（山本 精武君） 8番、山本ですけど、これ私のことだろうと思いますけど、事務局に、あれ上田君に聞くけど、これは、さっき説明があったように、農地のパトロールの現況とか、個人がもう申請されたですかね。
- 事務局（上田 賢君） いや、本来はですね、利用状況調査の結果、B分類と判断されたものについてはですね、その年のうちに、非農地化するというのが求められておるんですけども、いかんせん、今南関町で300町ほどあります。さすがに全部一遍にはできないんで、箇所箇所をするようにしておるんですが、今回は主にですね、先ほど非農地証明願いがあったところ、こちらは申請者の方が求めてこられることになるんですけども、そちらを見るにあたってですね、その周辺のところを提案しているような形になります。本来は全部するのがあれなんですけど、ちょっとさすがに全部一遍には多いので、少しずつこう対応しているような形になっています。
- 8番（山本 精武君） この番号見ただけじゃ大体この辺やろうと想像はできるんですけど、どこのどの人のかなというのがちょっと。
- 事務局（上田 賢君） 一応、写真のほうに、お配りしている図面、すみません、図面のやつが2種類ホチキス止めがありますので、その片方のほうというか、一番頭が46番、今回の非農地証明となります。そして、報告案件のほうの図面をお配りしています。ただ、若干白黒なので見にくいので、さすがにでもカラーで皆さんにお配りする……………。
- 議長（竹島 久利君） もう相当荒れてですね。
- 8番（山本 精武君） 荒れてる。
- 議長（竹島 久利君） もう相当荒れて。
- 8番（山本 精武君） その関係で……………なんかが増えてるのは。
- 議長（竹島 久利君） もう相当荒れてですね。もう入れるような状態じゃないわけですね。
- 7番（片山 カツ子君） 議長、いいですか。
- 議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。
- 7番（片山 カツ子君） 関町もいっぱい出てるので、私、わっと思ったんですけど、すごく何か荒れているところずっと回ったでしょう、こないだ。その結果ですよ、これ。

- 事務局（上田 賢君） そうですね。
- 7番（片山 カツ子君） ああ、よかった、そしたら。
- 事務局（上田 賢君） あとは、一応本人さんのほうが地目変更届をしていただけるのが一番ですけど、なかなかされない方もいらっしゃるのです。
- 8番（山本 精武君） してないということね。
- 事務局（上田 賢君） うちのほうでサポートできればいいんですけど、それはさすがにできないと。あとは正直にご本人さん次第です。変更されるのは。
- 7番（片山 カツ子君） 本人が申し出られたわけですね。
- 事務局（上田 賢君） いや、これは業務として非農地化通知です。
- 8番（山本 精武君） 申請した人は出て来るけん。
- 7番（片山 カツ子君） ふ～ん。
- 8番（山本 精武君） いや、この場合は、私のほうから当事者に法務局の申請かなんかをせないかんですよ、アドバイスをせなんですかね。
- 事務局（上田 賢君） ああそうですね、もちろんお尋ねがあった場合はですね、この非農地の通知をお送ります。それをもって法務局のほうに行っていただくんですね、登記が一応できます。ただ必要書類というのが、申請書とかがいるので、なかなかご本人さんでするのは困難なところもあるかもしれないんですが、専門家のほうに依頼されるのがベストかなと思います。
- 9番（大倉 公泰君） 9番の大倉ですけど、申請した場合、お金要る。
- 事務局（上田 賢君） いや、地目変更登記に関してはですね、法務局に通常納める登録免許税というものがあるんですけど、そちらのほうに関しては無料となっております。
- 9番（大倉 公泰君） お金要るならまたね、年寄りの人は年金生活じゃけん。
- 議長（竹島 久利君） そういうことで、先ほど私もちよっと話をしましたけど、そういうことでわからん、その地権者の方がわからんような状態でいろいろ質問に来るわけですよ。だけんそういうことをちよっとわからんところは事務局にちよっと行って聞いて、説明をお願いしとくということです。
- 9番（大倉 公泰君） 大一番は、お金が要るか要らんかということやね、問題、聞かれたときは。お金要りませんよていうと、ならしようかとなるばってん。何も役員がそんなことしらんならね。
- 8番（山本 精武君） 一応、事務局からご本人さんのほうに通知はいくということかな。
- 議長（竹島 久利君） 通知はいつております。
- 8番（山本 精武君） もういっとる。

- 事務局（上田 賢君） いや、通知はお送りします。
- 8番（山本 精武君） 今からね、はい、わかりました。
- 議長（竹島 久利君） 何かほかにございませんか。
- 8番（山本 精武君） 現実的にね、もうこういうのは、さっき上田君が言うように、もう莫大な面積ですもんね。だから、一部の地区からぐるぐる回るような感じでしょう。はい、わかりました。
- 議長（竹島 久利君） 何かほかにございませんか。
(なしの声)
- 議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。
第47号議案について、非農地に判断することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第47号議案は、非農地に判断することに意見決定をいたします。
続きまして、報告第3号、「許可不要転用届について」でございます。
事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局（上田 賢君） はい、報告第3号、許可不要転用届についてご説明いたします。
こちらについてはですね、通常、農地を転用するときには、農地の転用許可申請があるんですが、農地法に定めるところの事業とかですね、面積とかによって、届出だけで可能なものがあります。今回はそのうち、農業用施設用地としてですね、200㎡以下のものについては許可不要転用届で可能というものが案件になります。
内容のご説明をいたします。届出件数は1件です。土地の所在、申請者及び土地の所在等については、議案のとおりです。転用の内容は、堆肥舎となっております。
本届出については、農地法施行規則第53条第4項の制限の例外に該当し、県知事の許可は不要となり、代わりに、農業委員会に届出をするものとなっております。
以上、報告を終わります。
- 議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。報告第3号は、許可不要転用届の1件でございます。事務局の説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。
- 9番（大倉 公泰君） これは始末書かなんか取ってあるのですかね。
- 事務局（上田 賢君） いや、これについてはですね、もともと別の農業用施設用地として使われていたというところを、もう古くなって壊して、また別に堆肥舎を建てられるということなので、始末書のほうは撰取しておりません。
- 9番（大倉 公泰君） はい。

○議長（竹島 久利君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、報告第3号は、終了いたします。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の事項でございます。事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 今回、その他のほうについてはですね、事務局より1件のご説明というか、お話をさせていただきたいと思います。

資料としてはですね、右上のほうにその他て書いてある新聞の写しとかのやつを
ご覧いただければと思います。

昨年よりですね、皆さんが委員になられてからこの1年間ですね、何回もご説明はさせていただいておりますが、まあ全国的にですね、農業委員会の委員さん等々のところにですね、不祥事というものが相次いでおります。では、全国農業会議所、または農林水産省の経営局長からですね、綱紀肅正の文書が複数回に渡り発信されておりますが、まだこういった事案が出ている次第でございます。

1枚目の分がですね、農地転用のですね、農地転用の許可を巡ってですね、農業委員会の会長が収賄容疑で逮捕されたというものになっております。

もう1つのほうはですね、こちらは農地法とかに関するものではないんですけども、弘前市の職員がですね、職員の情報を流出させたというところで、そういうところで逮捕をされております。

農業委員さんの皆さん、私たち事務局側は当然地方公務員ではあるんですけども、委員の皆様についてもですね、特別職の地方公務員という立場になっていらっしゃいます。なので、個別の案件に対して便宜を図るなど、例えば、相談があったときに、通してやるというようなことを安易に言われることはないかと思っておりますけれども、そういったことを言わないようにとか。また、今回のような総会とかですね、また相談に寄ったり、知り得た秘密のほうをですね、ほかの方にお話をされるとか、そういったことについてはですね、注意をしていただく。研修会等々でも何回もお聞きになっているので、皆さんはそういうことには注意をされているかと思っておりますけれども、今回、こういった事案がまた発生をいたしましたので、再度確認という意味でですね、ご説明をさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） 説明終わりましたが、委員の皆さんから、何かご意見、ご質問ございませんか。総合的にみて何でもいいですから、ご質問ございませんか。あ

りませんか。ないですね。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さんには慎重審議いただき、これもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

これもちまして第13回農業委員会総会を閉会いたします。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時16分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人